

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目	次
---	---

告示

○区営土地改良事業に係る換地処分の届出(村づくり計画課)
\odot 民有保安林の指定の解除の予定(森林管理課)
○漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更(水産課)
○沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認(文化振興課)
公告
○知事の職務代理者(秘書課)
○特定調達契約に係る落札者の決定・2件(労働政策課)
○町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧(都市計画・モノレール課)
○開発行為に関する工事の完了(建築指導課)
公安委員会事項
○敬借員又は敬借員になるらとする考を対象とする絵字の実施

告示

沖縄県告示第510号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第3項の規定により、石垣島土地改良区から石垣市大称原地区(区営農山漁村活性化対策整備事業)の換地処分をした旨の届出があった。

平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第511号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予 定である。

平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 糸満市字大度桃原243番1・字大度平原340番1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第512号

平成20年沖縄県告示第389号 (漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定) の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、 その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。 平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
沖縄県近海鮪加入区	沖縄県近海鮪漁業協同組合 の地区	 1 主としてまぐろをとることを目的とする漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とする漁業) 2 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
沖縄県近海鮪加入区	沖縄県近海鮪漁業協同組合の地区	 主としてまぐろをとることを目的とする漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とする漁業) 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 1から3までに掲げる漁業以外の漁業

沖縄県告示第513号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年10月10日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 苅 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年12月19日から平成30年2月4日まで
- 4 観覧料の額

平成29年度美術館企画展「開館10周年特別企画『邂逅の海』」

	G 八	観覧料の額(1人につき)	
区分		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者 (小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公告

この度本職は、海外へ出張するので、平成29年10月13日及び同月14日の間における本職の職務は、地方自 治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 第56回技能五輪全国大会旋盤競技に係る普通旋盤等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部労働政策課技能五輪・アビリンピック準備室 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年9月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 落札金額 162,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年8月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 第56回技能五輪全国大会フライス盤競技に係る立フライス盤等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部労働政策課技能五輪・アビリンピック準備室 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年9月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 落札金額 233,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年8月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・南5号環境の杜ふれあい公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年10月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月27日 沖縄県指令土第744号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大度平原255番30

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良144番地3ハーモニーヒルズ106 高良竜也
- 5 検査済証番号 平成29年9月28日 第4416号
- 6 工事完了年月日 平成29年9月15日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第218号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定(以下「検定」という。)を次のとおり実施する。

平成29年10月10日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	平成30年1月17日(水曜日) 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人	十削10時かり十後り時まで	(

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 3 試験科目
- (1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (対) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続
 - (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成29年10月16日(月曜日)から同月20日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - (2) 申請に必要な書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
 - (4) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4 センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉
 - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあっては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
 - (3) 提出先
 - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)
 - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課(係)
 - (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。 郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
 - (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
 - (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階で、受付を終えること。
 - (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
 - (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032又は3034)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

印刷 所 株式会社 国際印刷

〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部

総務私学課 電話番号 098-866-2074